舞六伊賀大明個財個四

御由緒書

三河国額田郡

舞六伊六所賀八明福宮

御由緒書

消

合本

伊 舞六 木 所 賀 八 大 八 幡 明 幡 宮 宮 神 御 御 御 由 由 由 緒 緒 緒 書 書 書 并 并 御 御 朱 朱 ED ED 写 写

## Ξ 州 伊 賀 御 宮 御 由 緒 書

## 三州伊賀御宮御 由

### 河 玉 額 田 郡 伊 賀 八 幡 宮 者

御 当 家 御 先 袓 親 忠 樣 不 思 議 之 御 寄 🕏 瑞 を 被 為 蒙 ` 文 明

年 中 伊 賀 玉 ゟ **当** 所下 · 井 田 江 御 勧 請 被 遊、 則 其 所 を 伊 . 賀 与

御 改 永 < 御 子 孫 御 繁 栄 之 祈 願 二而 社 頭 御 造 営、 依 之

伊 賀 八幡 宮与 奉 号 候 、 従 是 以 来 御 代々 御 祈 願 所 二御 座 候

清

康

樣

右之御

願

被

為

続弥

御

尊

敬

社

頭

御造営、

其

上御

陣

弓

の上御陣弓を

清康 樣、 右 の御願続けさせられ、

١J

ょ

尊敬社頭 ( 社殿) を御造営、 そ

所に御座候

奉り

候。

是

れ

に従り以来御代

. 々御

祈

願

御造営、

これにより伊賀

八幡宮と号し

子 孫

御

繁栄の祈願にて社

頭

社 殿)

を

'n

則ちその所を伊賀と御改め永く

御

伊

賀国

より当所下井田

「へ御勧

請遊ばさ

を蒙らせられ、

文明年中(一四六九~八七)

御当家御先祖親忠様、

不思議

の御奇瑞

三河国

額

田郡伊

賀八幡宮は、

١١ よ御

御由緒書

# 御奉納被遊候

廣忠様御代、天文年中近国之大軍岡崎を攻取んと井田郷

魂婆野迄寄セ来候節、御味方者纔二一千騎二も足らぬ御勢、甚

御 大切之御合戦与被為思召、 当社江御参詣深御祈 念之上 頓而

戦場江被為 趣 、既ニ御合戦始リ候節、 奇成哉当社神殿鳴動し白羽之

御 神 矢 敵陣之方江飛行候得 者敵陣忽御 味方の御 人数二被伐立

即 時二敗軍 · 仕候、 偏是当社之御 加護也与御 感 被為遊、 益御尊

敬被遊、俄二社頭御造営被為遊候、右井田御合戦敵陣之方江

# 御奉納遊ばせられ候。

廣忠樣御代、天文年中(一五三二~五五)近

国の大軍岡崎を攻め取らんと井田郷魂婆

野まで寄せ来たり候節、御味方は纔に千騎

にも足らぬ御勢、甚だ御大切の御合戦と思

召めさせられ、当社へ御参詣深く御祈念の

上頓て戦場へ赴きなさせられ、既に御合戦

始まり候節、奇なるかな当社神殿鳴動し白

陣忽ち御味方の御人数に伐り立てられ、即羽の御神矢敵陣の方へ飛び行き候得ば敵

時に敗軍仕り候。偏にこれ当社の御加護な陣忽ち御味方の御人数に伐り立てられ、即

りと御感遊ばせられ、ますます御尊敬遊ば

れ、俄に社頭(社殿)御造営遊ばせられ候。

右井田御合戦敵陣の方へ

落 た る 白 羽 之 御 神 矢、 御 自 不 思 議 = 御 拾 ひ 被 遊 永 <

御 子 孫 様迄 御 尊 敬 之 御 為 污蚜被 仰 出 神 殿 江 御 奉 納 則 当 社

秘 密 之 神 宝 = 御 座 候 、 右 御 神 矢 之落 居 候 所 今 以 天 下 与 申

地 名 二 御 座 侯

東 照 宮 樣 畄 崎 御 城 二而 御 降 誕 被 為 遊、 御 氏 神 之 御 儀 別 而

御 尊 敬 被 為 遊、 殊 御 初 陣 之節、 当 御 社江御 成 之上 御 出 陣

之処大二御 勝利を被為得、 夫 / 6 御 吉 例 | 一 御 大 切 之 御 合 戦 | 一 者 当

社 江御 成 之上御出戦 被 為遊 候、 就中永禄九寅年、 益 御 子 孫

> 落ちたる白羽の御 神矢御 自ら不思議に

御

拾

しし

遊ばされ、

永く御子

孫様

まで

尊 敬 の 御 為と仰せ出だされ .神殿 御

納 則 ち当社秘密の神宝に :御座 右

申 す 地 名に 御 座 候 御

神

矢の落ち居り候所、

今以て天下と

東 照 宮 家 康) 樣 岡崎 御 城 に .て御降

御 誕 遊ば 尊敬遊ば させ させられ 5 ħ 御 氏 殊 神 に御 の 御 儀 別 の U 節 て

初

陣

当 御 社 御 成 の上御 出 陣 の ところ大い

例にて御大切の御合戦には当 社 御 成 に

御勝利を得させられ、

そ

れ

より

御

九 (一五六六)年、 の 上 御出 戦遊ばさせられ ますます御子孫 候。 就 中永

#### 御 繁 栄 之 御 祈 願 二而 社 領 弐 百 石 御 寄 附 被 為 遊 社 頭 御 造 営

(異 :御氏神タル!依テ祈願精誠ヲ尽サセ給云々」 大統記十、家康公濃州御出馬ノ条云 九月九日ハ岡 (筆書入文) 其 上 神 殿 御 戸 帳 忝 < も 御 姓 崎|御 名 を 宿陣有テ当国伊賀正 御 自 筆 而 被 一八幡・ 為 遊 六所大明神 御 奉 納、

是 則当社第一 之御 神 宝 御 座 候 ` 其 後 慶 長 五 年 五 月御 直

御 内 密 御 祈 願 被 為 仰 付、 大 々 神 楽永 代 御 免 被 為 遊 候 ` 同 年

九 月 . 関 ケ 原 御 陣 之節 神 殿 鳴 動 b 物 具之音夥 敷、 参 詣之

諸 寄會 異之思ひをなし候処、 御合戦御勝利被遊候、 同十六亥年

御 修 復 被 仰 付 候 御 棟 札 御 座 候 、 其 後 元 和 元 年 大 坂 御 陣 御

異筆書入文) 勝 利 被 遊 条 迄 還 御 之 節 私 先 袓 柴 田 刑 部 正 勝

衛門組ノ侍、三州。弘開大統紀十、 三州岡崎伊賀正八幡宮ノ紀十、伏見城落城ノ条二江州永原衆逆心ノ証拠ヲ味方へ早ク見知スルコトハ内藤弥次右

御繁栄の御祈願にて社領二百石御寄附

遊ばさせらる。

社頭御

造

営

その上

神

殿

御戸帳に忝くも御姓名を御自筆にて御

奉納遊ばさせらる。これ則ち当社第一の

御神宝に御座候。その後慶長五(「六〇〇)

せられ、大々神楽永代御免遊ばされ候。年五月、御直に御内密御祈願仰せ付けさ

同年九月関ケ原御陣の節、神殿鳴動し物

具の音夥しく、参詣の諸人等奇異の思い

をなし候ところ、御合戦御勝利遊ばされ

候。同十六(-六--)年御修復仰せ付け

5

れ

候御棟札御

座

候。

その後元和

元

五

年、

大坂御

陣

御勝利遊ばされ、一

条まで還御の節、私先祖柴田刑部正勝

# 御目見仕候處

神君様御諚、今度大坂之合戦に伊賀八幡ゟ告あり、何ニ而

茂 社二不 忠 議 成 事 八 無之哉与御尋被遊候、正勝申上大二不思議

御座候、 八幡之鳥居西之方二八寸余歩!"申候、右之段言上仕度上京

仕候、 先以御合戦御勝利被為遊奉恐悦候旨申上候得者、扨者八幡之

加 護 宝 よ り早速 御 利 運之段 御 Ė 意 有之、 即 座二社領 御 寄 附

之儀被仰出、本多上野介殿・安藤帯刀殿・畔柳寿学殿奉ニ市

弐百拾壱石八斗余御加増御座候、則御加増地岡崎城主本多

# 御目見え仕り候ところ

神君御諚「今度大坂の合戦に伊賀八幡よ

り告あり。

何にても社に不思議なる事は

これ無きや」と御尋ね遊ばされ候。正勝

りまます)「ここへ」によるログには明上げるに「大いに不思議御座候。八幡

の鳥居西の方に八寸余歩み申し候と右

の

段言上仕り度く上京仕り候。

合戦御勝利遊ばされ恐悦に奉り候」旨申

上げ候得ば、扨は八幡の加護により早速

御利運の段御上意これ有り。即座に社領

御

寄

附

の

儀仰せ出でられ、

本多上野介

殿・安藤帯刀殿・畔柳寿学殿奉ずるにて、

二百十一石八斗余御加増御座候。則ち御

増地岡崎城主本多

加

先以て御

豊 後 守 殿御 引渡 被成 候、 右二条二而 御 目見仕 候節、 神前江青地之

御 香 炉 御 寄 附 被 為 遊 候 、 正 勝 江 葵 御 紁 附 御 羽 織 三條

吉 則 之 御 腰 物 葵 御 紁 附 御 拵 附 之 侭 御 手 自 拝 領

被仰付今以所持仕申候

大 馘 院樣御代、 寛 永九 年 御 初 穂 米五拾石御 寄 附 被 遊、 牧 野

内 厅 頭 殿 伊 丹 播 磨 守 殿 奉二而三 州 長 澤 在 居 之御 代 官 松 平

清 右 衛 門 殿 被 相 渡 候 同 + 年 御 上 洛 之 節、 従 畄 崎 御 城

為 御 名 代 御 老 中 松 平 伊 豆 守 殿 御 社 参 有之、 御 代 拝 畢 而

豊後守殿御引渡なされ候。右二条にて

目見え仕り候節、神前へ青地の御香

御

紋附き御羽織、三條吉則の御腰物、葵

炉

御

寄

附

遊ば

させら

) れ候。

正

勝

^

葵

御

御紋附き御拵附の侭御手づから拝領仰

せ付けられ今以て所持仕り申し候。

大猷院 ( 家光 ) 様御代、寛永九 ( | 六三

二) 年御初穂米五十石御寄附遊ばされ、

牧野内匠頭殿・伊丹播磨守殿奉ずるに

て三州長沢在居の御代官松平清右衛門

岡崎御城従り御名代として御老中松平

殿

相渡らせ候。

同十

年

御

上

洛

の

節

伊豆守殿御社参これ有り。御代拝畢て

所 々 御 見 分 之 上 被 仰 聞 候 者 御 累 代 御 尊 敬 之 社 頭 殊 更

東 照 宮 樣 御 氏 神 与 申旁以 小 社二而 不 可 然 言 上 可 被 成 趣

御 座 候 則 伊 豆 守 殿 奉二而 御 造 営 被 仰 出 新 大 社 御 建 立

被遊候、其上御思召を以御合殿

東 照 宮 樣 御 勧 請 被 為 遊、 御 奉 行 者 畄 崎 城 主 本 多 伊 勢 守

殿 二御 座 候 ` 右 御 建 立 ゟ 御 神 器 者 不 及 申 社 頭 御 金 具 彫 物

彩 色 諸 御 道 具 等 悉 < 葵 御 紋 附 = 罷 成 申 候 ` 同 年 還

御 之節、 又 於 畄 崎 弥 御 神 徳 を 御 感 被 為 成 候二付、 上 里 村

所々御見分の上仰せ聞けられ候は、「 御

神と申し、旁以て小社にては然るべか累代御尊敬の社頭、殊更東照宮様御氏

らず言上なるべき趣に御座候」と。則

ち伊豆守殿奉ずるにて御造営仰せ出で

)れ、新大社御建立遊ばされ候。その

5

上御思召しを以て御合殿

東照宮 は 出 . 崎 城 樣 主本 御 勧 多伊勢守殿に 請 遊 ば させられ、 御 座 候。 御 奉 右 行

御建立より御神器は申すに及ばず社頭

御紋附きに罷り成り申し候。同年還御御金具・彫物・彩色諸御道具等悉く葵

の節、又岡崎においていよいよ御神徳

を御感成らせられ候に付き、上里村

= 而 高 百 石 御 加 増 被 遊 都 合 五 百 兀 拾 石 之 御 朱 盯 同 玉

吉 田之御城三而 頂 戴仕候、 然ル処上里村高不足二付御引替奉願

上 候 処、 翌 年 Ξ 月 西 熊 村 = 而 高 百 石 被 下 置 則 御 朱 印

同 月 廿 四 日 於 御 本 丸 土 井 大 炊 頭 殿 酒 井 讃 岐 守 殿 奉 二而

頂 戴 仕 候 同 + 年 御 本 地 仏 薬 師 御 台 樣 為 御 拝

御 城江差上 候樣本多伊勢守殿 被 仰 渡、 則 差 上申! 候、 同 十八巳年

若 君 樣 御 疱 瘡 御 除 為 御 守 護 与 弐 種 の 御 神 宝 御 城 江

差 上候樣寺社御 奉行安藤 右 京 進 殿 被仰 渡 差 上申 候 御 下り

> にて高百石御加増遊ばされ、 同国吉田の御城 都合五百四

十石の御朱印、

にて頂

仕り候。然るところ上里村高不足に付

御引替願い 上げ奉り候ところ、翌年三月

西熊村にて高百石下し置かれ、 則ち御 朱

印 同月二十四 日に御 本丸 にお l١ て 土

仕り候。 同十二年御本地仏薬師、 御 台樣

大炊頭殿・酒井讃岐守殿奉ずるにて頂

御 拝の た め 御 城 へ 差 上げ 候樣本多 伊 勢

守殿仰せ渡され、 則ち差上げ申し 候。 同

十八年、若君樣御疱瘡御除 の御守護とし

社御奉行安藤右京進殿仰せ て二種 の 御神宝を御城 へ差上げ候様 渡され差上 寺

げ申し候。 御下り

戴

御 台 樣

之

節

公

方 樣

若 君 樣 御 銘

々

の 節、

公方様

御台様、若君様御銘々

(より)銀子拝領仕り候。

異筆書入文) 異筆書入文)

伊田合戦条云 弘開大統記二巻 敬雄按二太田白雪ノ享保十四年ノ記云、伊賀八幡宮鳥居自歩記云

諸 勢十負一

コトナレバ、代々ノ

尾

州

織

田 弾 正

一信秀、

岡

崎

ノ城主松平廣忠公伊

:賀郷

へ出

今度

ノ合戦ハ 畄 崎 此鳥井 八御当家御代々軍毎二歩ム、 御利運ナラズトイフコトナシ

へ種々ノ御願云々、 御 守神伊賀正八幡

向ヒ 御合戦 此時 鳥 井層 西ノ 方敵陣へ歩ム、 此御合戦 廣忠公

先八幡ノ鳥居伊 <u>...</u>

郷

ミ向フ云々、今ハカ ノ方へ三尺余歩 御 利 運

ウヨト見エシ処二、 `賀八幡 慶長年中石田三成謀叛ノ時、 右ノ鳥 井 西ノ方へ歩ム、権現様

不思

義

がヤ伊

ヨリ黒雲

ヒ来真暗ニ成 忽チ 御帰 陣ニ御覧遊サレ又元ノ如ク直サセ玉フ

雨風頻 矢 喚 同十九年豊臣秀頼御謀叛二又鳥 井 西ノ方へ歩ム、(層) 拵ニナル

ビ轡ノ音ナリキコ

白羽 カ

ラクタ IJ

テ

敵 敵 陣へ

軍

前

雷

電シ虚

空二

ヨト覚リ、

オ

朩 森

其後大坂落城ノ後鳥 井 元ノ如ク直ル、不思議ノコト也、 コレハ近キ

戦 フ迄モ 世ナレバ皆人知ル所ナリ

後 降 ェ

ラ忘

果タル

又寛永十四年西ノ方へ歩ム、 島原合戦御利運ナリ、以上

> 戦、 なし。 の時鳥居西の方敵 松平廣忠公伊賀郷 軍毎に歩む、 歩記に云う。 九二)年の記に云う。 敬雄按ずるに太田白雪の享保十四(-七 廣忠公御 尾州 織 利運 この鳥居は御当家御 田 御利運ならずということ 弾 陣 へ出 正 信秀、 伊賀八幡宮鳥居自 ^ · 歩む。 向い 畄 御 合戦。 この御 崎 の城 代々 主

様御帰陣に御覧遊ばされ又元の如く直 叛の時、 慶長年中 (一五九六~一六一五)石田三成 右の鳥居西の方へ歩む。 権現 謀

させ玉う。

知る所なり。 のことなり。 坂落城の後鳥居元の如く直る。 鳥居西の方へ歩む。 同十九(一六一四)年豊臣秀頼 これは近き世なれば皆人 拵になるその後大 **御謀叛** 不思議 に又

又寛永十四 島原合戦御利運なり。 (一六三七) 年西の 以上 方 、 歩む。

ナ レバ信秀モ身上如何ト命助ルヲ幸ヒ"軍兵ヲ引率シ散乱シテ落行ヌ、 此ソ偏 "伊賀正八幡 ノ神力故 1

至ルマデ尊敬マ 皆 異ノ思ヒ 御後代" 湯 浅 元 禎 ノ常山記巻一 芸 清康 公御 卒 去 後、 織 田 信

覚エケル、 シマスモ 、抑此八 実理ト 兵を卒して三河国に打入大樹寺二陣取たり云々、 御家人等僅八百人二手二

勧 何 請セラ ノトキ 別て伊田のあなたに打て出、此人々の義心を神明感し給ひけん、此所に

神 ル 、ヲシラズ、御 体 八 紫銅ニシ 立セ給ひし八幡宮の鳥居の敵の方に向ひて六尺余自ら動きけるこそ

鎧 ヲ帯セラレ弓 甲ヲ召シ太

刀テ

何 幡

宮

ヒ玉ヒシガ此ト ヲ脇挟テ背:銀羽 白 矢十三筋負 来り 不思議といふも余りあれ云々、八幡の宝殿の方よりして白羽の箭ふり 敵 の上に落ちかゝると見物の人の目にハ見えてけ ij

キ其表刺失テ十二 矢神ト尊敬マシマス云々、 、後異妙瑞奇多キ・依テ松平郷ノ六所大明神ヲ岡崎へ勧請シ代々松平家ノ氏神トシ、 .里東南:当リタル平山:立セ玉フカ、 |筋''成テケレバ此ゾ味方へ神力ヲ添へ玉ヒテコソト皆人奇特ノ思ヒヲナス、本ハ伊賀 去程 "若宮 (ママ) 近代伊賀ノ里!再造シ奉ル、 八帰陣ノ諸侍□対面一 戦ノ労功八幡ノ神応ヲ御感賞不↘斜 其旧地ヲ神屋畠山ト号シテケル、 イガ正八幡宮ヲ弓

武徳大成記二""軍中忽チ伝フ伊賀ノ八幡祠ヨリ白羽ノ箭鳴出テ敵軍"入ルト云フ、我軍此 助 有トテ各勇気ヲフルヘリ云々」 奇瑞ヲ聞 デ神

0

トカヤ、

伊田合戦信秀崩レト云是也

湯浅元禎の常山記一の巻に云う。清康

て三河国に打ち入り大樹寺に陣取たり公御卒去後、織田信秀八千の兵を卒し

秀

八 千

の

云々。御家人等僅八百人二手に別れて

伊田のあなたに打ち出、この人々の義

心を神明感じ給いけん。この所に立せ

六尺余自ら動きたるこそ不思議という

給い

U

八幡

宮

の鳥

居

の

敵

の方

に

向

しし

て

も余りあれ云々。 八幡の宝殿の方より

かると見物の人の目には見えけり。して白羽の箭降り来り敵の上に落ちか

0 伊 賀 八 幡 宮 権 現 樣 御 朱

印

伊賀八幡宮 権 現 (家康) 樣御朱印

伊 賀 八 幡 宮 領 之

事

参 河 玉 額 田 郡 伊 賀 村 之 内 高 弐 百

弐 拾 八 石 任 先 規 令 寄 附 訖 ` 全 社 納

永 不 有 相 違 者 也 者 祭 例 修 造 等

可 抽 玉 家 安 全 之 懇 祈 之 条 如 件

内 大 臣

慶 長 八 年 八 月 八 日

伊賀八幡宮領の事

参河国額 田郡伊賀村の内、 高二百二十八石

先規に任せ寄附せしめ 訖 අ් 全て永に社納

相違有らざる者なり。 (てえれば) 祭例・修造等国

家安全の懇祈を抽んずべく件の如し。

内大臣

慶長八 (一六〇三) 年八月八日

御由緒書

同 台 徳 院 樣 同

同 台徳院 (秀忠) 様同

参 河 玉 額 田 郡 伊 賀 八 幡 宮 領 之 事

慶 長 八 年 八 月 八 日 同 郡 伊 賀 村 之 内 高

弐 百 弐 拾 八 石 者 旧 領 也 今 度 上 洛 之 刻

為 祝 祈 新 増 同 玉 額 田 郡 於 上 里 村 九 拾 石

同 国 碧 海 郡 於 桑 子 村 百 弐 拾 弐 石 余 令 寄 附

畢 都 合 四 百 四 拾 石 永 可 社 納 ` 者 可 抽

家 安 寧 之 懇 祈 之 条 如 件

国

元 和  $\equiv$ 年  $\equiv$ 月 廿 日 (EII)

> 参河国 額田 郡 伊 賀八幡宮領の

慶長八 (一六〇三) 年八月八日、 同郡伊賀村の

内高二百二十八石は旧領なり。 今度上洛の

刻、 祝祈として新たに同国額 田 郡上里村に

於いて九十石、 同国碧海郡桑子村に於い て

百二十二石余を増し寄附せ (てえれば) U め 畢 ġ 都合

の懇祈を抽 んずべきの条、 件 の如し。

四百四十石永に社納すべし。

国家安寧

元和三 (一六一七) 年三月二十日 卿

同 大 猷 院 樣 同

参 河 国 額 田 郡 伊 賀 八 幡 宮

者

当 家 累 代 有 霊 験 可 尊 崇 地 之

霊 神 也 殊

東 照 大 権 現 武 運 長 久 之 祈 願 有 尊 崇

所 也 去 慶 長 八 年 八 月 八 日 同 玉 額 田 郡 於

伊 賀 村 高 弐 百 弐 拾 八 石 元 和 Ξ 年  $\equiv$ 月

廿

日

同

玉

額

田

郡

於

上

里

村

高

九

拾

石

同

玉

参河国額 田郡伊賀八幡宮は当家累代霊験有

同

大猷

院

(家光)

る尊崇すべき地 の霊神なり。 殊に東照大権

武運長久の祈願、 尊崇有る所なり。 去

現、

る慶長八 (一六〇三) 年八月八日同国額田郡伊

賀村に於いて高二百二十八石、元和三(一六

一七) 年三月二十日同国額田郡上里村に於い

て高九十石、 同国

碧 海 郡 於 桑 子 村 高 百 弐 拾 弐 石 、 合 兀 百 兀 拾 石

碧海郡桑子村に於いて高百二十二石、合わ

者旧領也、今度上洛之刻為新増、同国

せて四百四十石は旧領なり。今度上洛の刻

額田郡於西熊村之内百石令寄附畢

新増して、同国額田郡西熊村の内に於いて

都 合 五 百 四 拾 石 之 事 ` 永 社 納 全 不 可 有

百石寄附せしめ畢ぬ。

都合五百四十石の事。

相 違 者 也 者 ` 可 抽 玉 家 安 寧 懇 祈 忠 勤

之

条

如

件

り。 者 国家安寧懇祈の忠勤を抽んずべき

の条、件の如し。

寛永十一(一六三四)八月九日

EI

寛

永

+

年

八

月

九

日

永に社納し全て相違有るべからざる者な

同 厳 有 院 樣 同

河 国 額 田 郡 伊 賀 村 八 幡 宮

領

之

事

参

去 慶 長 八 年 八 月 八 日 同 郡 於 伊 賀

村

任

弐 百 弐 拾 八 石 ` 元 和  $\equiv$ 年 月 廿 日 同

上 里 村 九 拾 石 同 国 碧 海 郡 於 桑 子 村

百 弐 拾 弐 石 寛 永 + 年 八 月 九 日 同 玉

額 田 郡 於 西 熊 村 内 百 石 都 合 五 百 四 拾 石

先

判

之

旨

永

社

納

全

不

可

有

相

違

者

也

参河国額田郡伊賀村八幡宮領の事

同

厳 有院

(家

(綱)

様同

去る、 慶長八 (一六〇三) 八月八日同郡伊賀村

に於いて二百二十八石、 元和三(一六)七)

年

三月二十日同郡上里村に於いて九十石、 同

郡

於

碧海郡桑子村に於いて百二十二石、 寛永十

(一六三四) 八月九日同国額田郡西熊村内に

於いて百石、 都合五百四十石。 先判の旨に

任せ、 永に社納全て相違有るべからざる者

也。

可 件

抽 玉 家 安 全 之 懇 祈 之 条 如

者

寛 文五年 七月十一 日

(EJ)

の 如 し。

者。国家安全の懇祈を抽んずべきの条、件

寛文五 (一六六五) 年七月十一日

EID

常憲院 (綱吉)様にも同御文言なり。

常

憲

院

様ニも同

御

文言也

御由緒書

20

東

生

神

照 | 宮 ] 御 音 産

当州岡崎

六所大明神御由緒

書

神 主

大竹主膳

御由緒書

(異筆書入文)

○和訓栞丗五云、 三州岡崎六所大明神ハ事勝国勝長狭神ヲ祭ル五所ノ神秘トス

東照宮御産生神也、 神主大竹氏ハ竹ノ内ノ臣ノ子孫タリ、 今三十五世ノ由イヘリ

0 神主大竹氏云社説 事 勝国 勝 長狭神 塩筒翁 櫻 神 岐神以上六神ヲ祀ル

神 :秘也トイヘリ

○按、 陸奥塩釜六所大明神味耜高彦根命ヲ祀ルト三才図会六十ニイヘリ

○松平: 村六所 大明 神八

太田 神 興 玉 神 船玉 神・ 結神・ 導神 怒猛

右六名奥州塩釜六所鎮座又神名也ト其宮口村神主酒井高吉ィヘリ

六名ヲノセテ彼神ハ六名トス按二八部祓ノ猿田彦神ノ祝詞ニ国底立神 気 神 怒 z 猛 = 神 太田神 興玉神

大神宮御鎮座伝記、 日本縁土二猿田彦命ノ言ヲノセテ

国 フ底 立ノ 神 気 <del>1</del> 神 鬼 <u>\*</u> 神 太田 神 興玉神ハミナ自然ノ名也ト曰ヘリトアオキタマ

ń コレニサタヒコノ神八船魂 神也トアレバソヲモノセタリシ也」

敬雄云う。

事

塩筒翁・櫻神・ 神主大竹氏云う。 の臣の子孫たり。今三十五世の由言えり。 和訓栞三十五云う。三州岡崎六所大明神は、 と言えり。 東照宮御産生神なり。 )勝・国勝・長狭神を祭る五所の神秘とす。 岐神以上六神を祀る神秘なり 社説に事勝・ 神主大竹氏は、 国勝・長狭神 竹の内

を祀ると三才図会六十五に言えり。 按ずるに、 陸奥塩釜六所大明神味耜高彦根 命

松平村六所大明神は

口村神主酒井高吉言えり。 右六名奥州塩釜六所鎮座又神名なりとその宮 太田神・興玉神・船玉神・結神・導神・ 怒猛神

のせてかの神は六名とす。 神・気神・ 按ずるに八部祓の猿田彦 怒猛神・太田神 神 の 興玉神、 祝 詞 に 国底 六名を 立

をのせて 大神宮御鎮座伝記、 日本縁土に猿田彦命の 言

国の底立の神・ は皆自然の名なりと言えりとあり。 たりしなり。 タヒコノ神は舩魂神なりとあればそをものせ 気 神 鬼 神 太田神 これにサ 興玉神

# 〇六所大明神御由緒書

# 六所大明神御由緒書

東 照 宮 御 産 生 神、三 河 国 額 田 郡 高 宮 六 所 大 明 神 者

人皇三十八代斉明天皇御宇、近江国竹内民部次

奥州塩竃六所大明神奉勧請也

人 皇 五 + 代 桓 武 天 皇 御 宇、田 村 将 軍 利 仁 卿 依

祈願、奏聞、勅許之上御再興

御

勅

額

被成下御

神

· 領 御

寄附、

竹内民部次郎御子孫被召出

東照宮御産生神、三河国額田郡高宮六

所大明神は人皇三十八代斉明天皇御宇

(六五五~六一) 近江国竹内民部次郎、奥

州塩竃六所大明神を勧請奉るなり。

郎

人皇五十代桓武天皇御宇(七八一~八〇六)

田村将軍利仁卿より御祈願、奏聞し勅

許の上御再興。

勅額を成し下され神領御寄附、竹内民

部次郎御子孫召し出され神主に定めら

ಕ್ಕ

## 神 主二被定、 六孫王経基卿·上野守満仲 卿 河 内守頼信 卿

六孫王経基卿 上野守満仲 卿 河内守

頼信経

八幡太郎義家

卿

御

願状

を納

八 幡太郎義家 卿、 御 願 状被納、 新 田 義貞卿三州矢作合

(異筆書入文)

納 「〇塩尻五篇ノ云、 六所明神八初松平ノ郷ニアリ、親氏公

めらる。

新田義貞卿三州矢作合戦

の

時

奥州二在館ノトキ塩竃六所ノ明神二祈リ玉ヒ御家

門再興アリシ後、松平ノ御館二六所ノ神ヲ祀リ玉ヘリ、

御願状を納めらる。

親氏公様、

三州へ

公樣三州江御 入国 以 来 神君ノ御トキ松平ヨリ此地二遷座アリテ社ヲ建玉ヘリ、

親

氏

戦

之時

御

願

状

被

天下御草創御願成就ノ神トテ殊サラ尊崇アリ、

社産百六十二石七斗アリ、下馬ノ札八青蓮院ノ門主ノ

御代々御崇敬也

廣

忠

公 様

御

代

御

社

御

修造等有之、天文十一

寅年十二

月廿六日

畄

崎

於

御

城

御筆也、 九月十四日祭礼的アリ云々」

> 御入国以来、 御代々御崇敬なり。 廣忠

公様御代、 御社御修造等これ有り。 天

文十一(一五四二)年十二月二十六日、 畄

崎御

:城に於いて竹千代君様御

誕生、

日

竹 千 代 君 樣 御 誕 生 日 を 経 而 高 宮 江 御 産 生 神 参 御

を経て高宮へ御産生神を参り、 御

# 録 🤃

規 式 相 調 永 元 年

東 照 宮 樣 畄 崎 於 御 城 諸 役 御 免 之 御 墨 付 被 成 下

慶 長 七 年 伏 見 於 御 城

御 朱 印 被 成 下 高 六 拾 弐 石 七 斗 、 慶 長 九 年 御 社 御 造

営、 神 具品々・ 遷 宫式 御 幕 桃患 灯 神 主 着 用 浅装束 迄

定 式 被 成 下

怠負 徳 院 御 代 元 和  $\equiv$ 年 御 朱 印 被 成 下、 御 年 頭 年 々

出 府 、 御 祓 差 上 御 目 見 独 礼 奉 申 上

> 御規式相調う。 永禄元 (一五五八)年、

東照宮 様、 畄 崎 御城に於いて諸役御免の

御墨付きを成しくださる。

慶長七 (一六〇二) 年、伏見御城に於いて

御朱印成し下さる、 高六十二石七斗。

慶長九年、 御社御 造営、 神具品々・ 遷

宮式 御 幕 提灯 神主着用装束まで定

式成し下さる。

台徳院 (秀忠) 御代、 元和三(一六一七)年

御朱印成し下さる。 御年頭年々出府し、

御祓差上げ御目見え独礼申上げ奉る。

大 猷 院 樣 御 代 寛 永 + 年 御 上 洛 出 崎 於 御 城 御 遠 拝

六 所 江 御 名 代 松 平 伊 豆 守 殿 御 社 参 、 御 加 増 百 石 寄 附

山 城 玉 條 於 御 城 御 朱 印 奉 頂 戴 其 御 文 言 之 略

三河国六所大明神者

東 照 大 権 現 有 降 誕 地 之 霊 神 也、 是 以 崇 敬 異 他 与、 被 成 下

高 都 合 百 六 拾 弐 石 七 斗 神 主 先 達 而 出 府

御 上 洛 之 御 祝 儀 御 礼 六 所 之 御 由 緒 奉 申 广 御 社 新 規 御

造 営 被 仰 付 御 普 請 御 奉 行 本 多 伊 勢 守 殿 寛 永 +

大猷院 (家光) 樣御代、寛永十一(一六三

四)年御上洛。岡崎御城に於いて御遠拝。

六所へ御名代松平伊豆守殿御社参。御

加増百石寄附。山城国二条御城に於い

て御朱印頂戴奉る。その御文言の略

三河国六所大明神は、

東照大権現降誕有る地の霊神なり。これを

以て崇敬他と異る。高都合百六十二石七

斗成し下さる。神主、先達って出府

御上洛の御祝儀御礼と六所の御由緒申

上げ奉る。 御社新規御造営仰せ付けら

る。御普請御奉行本多伊勢守殿。寛永

**+** 

## 年 · 方 同 十三年迄二出 来、 神 具 遷 宮式 品 々 被 下 置

御 代 始 御 祝 儀 御 礼、 御 目 見 独 礼 申 上 御 祓 差上献 上

鳥 目 壱 貫 文、 為 御 睱 御 時 服 \_ 拝 領 、 年 頭 御 礼 御 目 見

独 礼 申 上 御 祓 差 上 献 上 鳥 目 壱 貫 文

厳 有 院 樣 御 代、 寛文二年 御 社 御 修 復 料 金 子 千 両

被 下 置、 寛 文 五 年 御 朱 印 被 成 下

常 憲 院 樣 御 代、 貞 享 年 御 朱 印 被 成 下 ` 元 禄 元 年

御 社 御 修 覆 被 仰 付、 御 普 請 御 奉 行水野右衛門大夫殿

(一六三四)年より同十三年までに出来、

神具・遷宮式品々を下し置かる。

御代始め御祝儀御礼、 御 目見独礼申し

上げ御祓差上げ、 鳥号し 貫文献上す。

御暇として御時 服二拝領す ź 年頭御

礼御目見独礼申し上げ、 御祓差上げ

鳥 目 貫文献上す。

厳有院 家綱) 様御代、 寛文二(一六六二)

年 ·御社御 修復料金子千両下し置かる。

寛文五 (一六六五) 年御朱印成し下さる。

常憲院 (綱吉) 樣御代、 貞享二(一六八五)

年御朱印成し下さる。 元禄元(一六八八)

年御社御修復を仰せ付けらる。 御 普請

御奉行水野右衛門大夫殿

有 徳 院 樣 御 代 享 保  $\equiv$ 年 御 朱 印 被 成 下 当 御 代 ゟ

御 年 頭 四 ケ 年 目 = 被 仰 付、、 享 保 十三年 御 社 御 修 覆 被

仰付、御普請御奉行岩室伊右衛門殿

惇

信

院

樣

御

代

延

享

四

年

御

朱

囙

被

成

下

`

宝

暦

元

年

御 社 御 修 覆 料 銀 子 百 枚 被 下 置、 為 御 助 成 Ξ 州 国

江 府 御 武 家 方 • 町 方 勧 化 御 免 被 仰 付 同 六 年 御 修 覆

出来

浚明院樣御代、宝曆十二年御朱印被成下

有徳院(吉宗)様御代、享保三(-七))

御朱印下さる。当御代より御年頭四

年

ヶ年目に仰せ付けらる。享保十三 ( -七

一八)年御社御修復仰せ付けられる。御

普請御奉行岩室伊右衛門殿

惇信院 (家重) 様御代、延享四 ( -七四七)

年御朱印成し下さる。宝暦元 (-七五二)

年御社御修復料銀子百枚下し置かる。

御助成として三州一国江戸御武家方・

町方勧化御免仰せ付けらる。同六年御

修復出来。

浚明院 (家治) 樣御代、宝曆十二 (一七六

二) 年御朱印成し下さる。

御 代 始 年 頭 御 礼 先 格 之通 奉 申 广 寛 政 元 年

上

樣

御 朱 印 被 成 下 ` 寛 政 +\_ 年 御 社 御 修 覆 為 御 助 成

州 国 江 府 御 武 家 方 • 町 方 勧 化 御 免 被 仰 付

御 代 々 御 巡 見 方 御 立 寄 六 所 大 明 神 御 大 祭 九 月

+ 四 日 畄 崎 御 城 ゟ 神 馬 并 御 固 被 差 出 御 太 刀 • 銀 馬 代

献 上 六 所 御 門 松 畄 崎 城 ゟ 献 广 御 社 領 高 宮 村 の 内

高百六十二石七斗御免除

上様(家斉)御代始め、年頭御礼先格の

通り申上げ奉る。寛政元 ( - 七八九) 年!

朱印下さる。寛政十一(「七九九)年御

社

御修復御助成として三州一国江府御

武家方・町方勧化御免仰せ付けらる。

御代々御巡見方御立寄。六所大明神御

大祭九月十四日、岡崎御城より神馬并

びに御固を差し出さる。御太刀・銀馬

代献上。六所御門松岡崎城より献上。

:社領、高宮村の内高六十二石七斗。 御

御

社領竹木諸役御免除

当

御 社 内末、 社 八 幡 若 宮 ・天伯 白 Щ • 御 旅先駆 神社

御社内末社、 八幡・若宮・天伯・ 白山

六 所 大 明 神 神 主 社一人、 元 袓 竹 内 靱 負

允

御旅先駆神社。 六所大明神神主、 — 社

御 代 々 御 旗 竿 奉 差 上 候 = 付

御代々御旗竿差上げ奉り候に付き

人、元祖竹内靱負允。

相

改、

元

袓

靱

負

允

ゟ

五

十 五

代

相続

仕

候

当

神

主

大

竹

主

膳

親 忠

様 、

竹 内

を

大竹与

御

改

被

成

下、

竹

内

主

膳大竹

15与名字

親忠樣、 竹内を大竹と御改め成し下さり、

竹内主膳大竹と名字相改め、 元祖靱負

允より五十五代相続仕り候

当神主

大竹主膳

## 文 化 十三子閏 八 月

御 社 御 修 覆 為 助 成 御 府 内并三 州 玉

勧

化

州

国勧化御免仰せ付けられ候

御 免 被 仰 付 候

神 主

大 竹 靱 負

文 政 四 年

御 社 御 修 覆 為 助 成 突 留 興 行

候 、 興 行 所 後、芝神明社内二市小川町三崎稲荷社内二市 芝神明社内二而

御

免

被

仰

付

神 主

大 竹 靱 負

「天保十二年丑正月

(異筆書入文)

同三河・大和・上総・下総・信濃 ・下野・伊豫七ケ

玉

并御府内勧化御免被仰付候

同人

文化十三(一八一六)年八月

御社御修復助成として御府内并びに三

神主

大竹靱負

文政四 ( | 八 | | ) 年

御社御修復助成として突留(富籤)

興

行御免仰せ付けられ候。 興行所小川町三

崎稲荷社内にて。 後、 芝神明社内にて。

神 主

大竹靱負

天保十二(一八四二)年正月

同三河・大和・上総・下総・ 信 濃・

下野・伊予七ヵ国并びに御府内勧 化御

免仰せ付けられ候。

同 人

## 0 六 所 大 明 神 御 墨 附

明 大 寺 六 所 大 明 神 殿 樣 御 氏 神 候 之

処

明

大寺

六

所

大明

神、

殿

樣

御

氏

神に

候 処、

Щ Ξ ち 境 的 立 場 の < ね 安 心 院 与 神 主 申

様に付

て、

両三人罷

出

見 計

候て、

宮

を

Щ

み · ち 境

的

立

場

。 く

ą

安心

院と神

主

申

取

廻

Ų

<

ねを立、

松を植

候。

北

は此

中

樣 = 付 而 両 人 罷 出 見 計 候 て ` 宮 を 取 硘 シ

< ね を 立 ` 松 を 植 候 北 八 此 中 の < ね を 不 相

の

<

ねを不相違(相違わず)

宮

へ付置

候。

其

の

上路

次

違 宮 ^ 付 置 候 ` 其 上 路 次 之 通 用 も 狭 候 間

是

茂

ひ

3

け

左

右

を

つ

き

は

め

申

候

`

殿

樣

御

た

め

=

付

而

如

此

仕

置

候

上

八

横

合

之

族

有

之

く 仕

置候上は、

横合の

の 通 用 も 狭 く候 間、 是 も ひ ろげ左右 を つ

き は め 申 候。 殿 樣 御 た め に 付 て、 此 の 如

族 これ 在間 敷候。

## 六 所 大明 神御 附

間 鋪 候 ` 若 難 渋 之 者 於 在 之 者 此 書 付 を

もし難渋の者これ在るに於いては此の書付

為

是

御

上

意

江

可

被

申

上

候

別

条

有之間

鋪

者

也

を是として、 御上意へ申上げらるべく候。

仍 而 為 後 日 之 書 付 如 件

別条これ有間敷者也。 仍て後日の為、

書 付

保十 六 , 戊 子 **年** 

九

月

廿日

天

今 村 彦 兵 衛 久 次 判 本田作左衛門重次判

件の如し。

天正十六 (一五八八) 年九月二十日

成 瀬 藤 八 郎 或

次 判

> 本多作左衛門重次 判

今村彦兵衛久次 判

六

所

大

明

神

之

神

主

殿

参

成瀬藤八郎國次 判

六所大明神之

神 主 殿 参

御由緒書

33

丹 臺 寺 上 下 六 所 神 主 於 屋 敷 門 次 役并びに竹木切り取る事、

丹臺寺上下六所神主屋敷門に於いて次の諸

前々の如く不入

たるべき者也。

仍て件の如し。

仍

如

件

永

元

年

戊

午

七

月

+

七

日

元

康

判

大

竹

善

左

衛

門

۲

の

録ஞ

諸

役

并

竹

木

切

取

事

如

前

々

可

為

不

入

者

也

永禄元 (一五五八)年

七月十七日

元康 判

大竹善左衛門とのへ

権現樣御朱印

同

同 権現 (家康) 様御朱印

六所大明神領之事

六所大明神領の事

Ξ 河 玉 額 田 郡 高 宮 村 之 内 六 拾 弐 石 七 斗

規の如く収納すべし。并びに社内竹木諸役

三河国額田郡高宮村の内六十二石七斗、先

如 先 規 可 収 納 并 社 内 竹 木 諸 役 令 免 除 訖 `

免除せしめ訖ぬ。

全之懇祈之状如件

安

者

神

供

祭

礼

`

修

造

等

無

懈

怠

`

可

抽

国

家

者<sup>えれば</sup>、

神供祭礼、修造等懈怠無く国家安全の

懇祈を抽んずべき 状件の如し。

慶長七 (一六〇二) 年六月二十六日

内大臣

御朱印

御朱印

内

大

臣

慶

長

七

年

六

月

廿

六

日

御由緒書

35

同 台 徳 院 樣 同

六 所 大 明 神 領 参 河 国 額 田 郡 高 宮 村 之

内

六

拾

弐

石

七

斗

事

并

社

内

竹

木

諸

役

等

任

去

慶

長

七

年

六

月

廿

六

日

先

判

之

旨

不

可

有

十二石七斗事、 并びに社内竹木諸役等、

去

六所大明神領、

参河国額田郡高宮村の内六

同

台徳 (秀忠)

院 樣

同

る慶長七年六月二十六日先判の旨に任せ、

相違有るべからず者なり。

相

違

者

也

元

和

 $\equiv$ 

年

七

月

廿

日

御

朱

印

元和三(一六一七)年七月二十一日

御朱印

同 大 猷 院 樣 同

参 河 玉 六 所 大 明 神 者

東 照 大 権 現 有 降 誕 地 之 霊 神 也 是 以

崇 敬 異 他 ` 額 田 郡 高 宮 村 之 内 六 拾 弐 石 七 斗

旧 領 也 今 度 上 洛 之 刻 為 新 増 於 高 宮 村 内

百 石 寄 附 之 事 都 合 百 六 拾 弐 石 七 斗 事

全 可 社 納 并 社 頭 之 竹 木 諸 役 等 ` 任 去 慶 長

七 年

六

月廿

六

日、元

和

三年

七 月

廿

日

両

先

判

之旨

参河国六所大明 神は

同

大 猷

( 家光)

院樣

同

東照大権現降誕有る地の霊神なり。

是れを

二石七斗は旧領なり。 以て崇敬他に異る。 額 今度上洛 田 郡高宮 村の の 刻 )内六十 新増

として高宮村内に於いて百石寄 附の 事、 都

合百六十二石七斗事、 全て社納すべ 并

に 社頭の竹木諸役等。 去る慶長七年六月

び

二十六日、 元和三年七月二十一日、 両先規

の旨に任せ

御由緒書

永 不 可 有 相 違 者 也 仍 如 件

永に相違有るべからず者也。 仍て件の如し。

寬 永 + 年 八 月 + 日 御 朱 印

寛永十一(一六三四)年八月十日

御朱印

同 厳 有 院 樣 同

所 大 明 神 社 領 参 河 玉 額 田 郡 高 宮 村 之

 $\dot{\sim}$ 

厳 有 ( 家綱) 院 様 同

同

六所大明神社領、 参河国額 田郡高宮村の内

百六十二石七斗事并びに社頭竹木諸役等免

元和三年

除。 慶長七年六月二十六日、

免

除

`

任

慶

長

七

年

六

月

廿

六

日

元

和

Ξ

年

内

百

六

拾

弐

石

七

斗

事

并

社

頭

竹

木

諸

役

等

七 月 廿 日、 寛 永 + 年 八 月 + 日 先 判 之 旨

> 七月二十一日、 寛永十一年八月十日の先判

の旨に任せ、 永く相違有べからず者なり。

仍て件の如し。

寛文五 (一六六五) 年七月十一日

御朱印

永 不 可 有 相 違 者 也、 仍 如 件

御 朱 印

寛

文

五

年

七

月

+

日

(異筆書入文)

常 憲院之八同御文言ニて進止永不可有相 違とアリ

六所大明 神 八 明 応 年 中 · 二 親 忠 公 御 勧 請 也 굸 々

右伊賀・六所両社由緒書、

以板倉政方神主之本写之、敬雄」

常憲院 (綱吉) これは、 同御文言にて進

止永く相違有らざるべしとあり。

六所大明神は、明応年中(一四九一一五〇二)

に親忠公御勧請也云々。

右伊賀・六所両社由緒書を以て板倉

政方神主の本これを写す。 敬雄」

神 主

尾

竹

但

馬

Ξ 舞 東 御 上 照 河 朱 八 宮 玉 印 幡 御 額 高 御 宮 身 田 百 由 隠 五 緒 郡 Щ Щ 拾 書 石 中

神 主

尾

竹

馬

但

### 四 年 目 参 府 正 月 六 日 独 礼 病 気 等 之 砌 者 家 来

四年

目参府、

正月六日

独礼。

病気

名代を以御礼奉申上候、献上等之義者自分御礼奉

申 上 候 節 与 同 様二而 家 来 之者 者 惣 礼 奉 申 上 候

> 申 げ 等 · 奉 り 上 の げ 砌 奉 候。 は ij 家来名代を以 候節と同様に 献 上 等 の 義は て 御礼 て家来の 自分御礼 申上

者は惣礼申上げ奉り候。

# 三河国額田郡山中舞上八幡宮之義者

文 武 天 皇  $\equiv$ 年 秋 九 月 九 日 守 護 Щ 中 光 重 か 誠 心

感 応 ま し 7 豊 前 国 宇 佐 の 大 宮 ょ IJ 御 鎮 座 在之、 於

 $\equiv$ 河 国 者 他 = 異 成 霊 社 源 家 御 守 護 之 霊 神 也、 抑

三河国額田郡山中舞上八幡宮の義は、

文武天皇三(六九九)年秋九月九日、守護

光重か誠心に感応ましまして豊前

山中

国宇佐(大分県宇佐市)の大宮より御鎮座

これ在り。三河国に於いては他に異な

る霊社源家御守護の霊神也。抑

御由緒書

御 家 御 先 袓 親 氏 様 、 三河 玉 松 平 の 郷二 被 為 λ 候 御 時 ゟ

御 家 度 御 繁 栄 之 旨 御 大 願 有 之、 毎 月 無 御 懈 怠 御

社 参 、 神 主与二力 を 相 添 旦 暮 御 祈 願 可 仕 旨 被 為 仰 付、 夫 ゟ

御 代 々 樣 被 為 籠 御 信 心 遂 = 御 開 運 被 為 在 候 御 事

清 康 樣 御 代、 別 而 御 信 心 被 為 在、 御 陣 弓 御 奉 納 被 遊 候

道 幹 樣 御 代 御 宮 向 不 残 御 造 営 被 仰 付 御 額

其 外 品 々 御 奉 納 被 為 在 候 且 御 遺 願 = 因 而 天 文 + 八 年

> 御当家 御 先祖親氏 樣、 三河 玉 松平 တ် 郷

入らせられ . 候御 時 より 御 家二度

に

繁栄の 旨 御 大願之れ 神主与にす 有 را 毎 月 御 懈 怠

無

<

御

社

参。

力

を

相

添

え、

旦

暮 朝 晚) 御 祈願 仕 える ベ き 旨 仰 ぜ 付

け らる。 そ れ より 御 代 々 樣 籠 IJ なさ

御 信 心 遂 に 2御開運 あらせられ候御

清 康様御 代 別 して御信心あらせられ

御

i 陣 弓 御

奉納遊ばされ候。

道 幹 廣 (忠) 樣 御 代 御 宮向不 - 残御造

営仰せ 付 ゖ 5 ħ 御 額 其 の 他 品 々 御奉

納 あらせられ . 候。 且 一つ御 遺 願 に 因 て天

文十八 (一五四九)年

## 義 元 朝 臣 ゟ 御 判 物 被 下 候、 只 今 所 持 仕候

今 川

道 幹 樣 御 代 権 現 樣 御 誕 生 被 為 遊 候 節 御 代 参

本 多 平 八 郎 殿 御 社 参 御 武 運 御 長 久 之 御 祈 願 被 仰 付

御 守 札 畄 崎 御 城 江 献 納、 神 主 竹 尾 左 衛 門 安 信 竹 之

御 間 ^ 被 召 出 御 饗 応 御 盃 被 下 置 其 上 上 意 有 之 候 者

御 当 家 義 家 朝 臣 ゟ 源 家 八 幡 宮 御 信 心 殊 二 不 浅 神 二 度

天 下 平 治 之 擁 護 於 神 前 弥 可 抽 懇 祈 之旨 被 仰 付 且

> 今川 義 元朝 臣 より 御 判物下され 候。 只

今所持仕 IJ

道 幹 樣 御代、 権 現 樣御誕 近生遊ば

いせられ

候 節 御 代 参 の本多平 八郎 殿 御 社 参。

武運 長久の御祈 源仰 付 け

せ

らる。

御

御

門 安 信 竹 の 御 間 へ 召 し出され 御饗応

御

守

札

岡

崎

御

城

献

納

神

主竹

尾

左衛

御 盃を下し置 かる。 其の 广 上 一意之れ

有り 候 ば、 御当家義家朝 臣 より 源 家 八

幡 宮 御 信 心 殊に浅からず。 神 度天

下平 治 の 擁護 神前 に 於い て '弥懇 祈抽 h

ずべきの旨仰せ付けらる。 且つ

社 職之義、 嫡子之外男子有之節 者御 旗 本 御 取 立 可 被 成 下 段

難 有 上 意 相 業 候 事

権 現 樣 御 代、 益 御 信 心 被 為 遊、 酒 井 与 四 郎 殿 江 被 仰 付

御 宮 不 残 御造営有之候、 其後大鳥居者石 ĴΠ 伯 耆 守 . 殿 へ被

仰 付 御 建  $\overline{\Lambda}$ 被 遊 候 御 事

永 禄 Ξ 年 今 ][[ 織 田 両 家 合 戦 之 節 権 現 樣 御 社 参

今 ]]] 家 御 利 運之御 祈 祷 被 仰 付 候、 其 砌 神 主平 左 衛門 安 信

> 社 職 の 義、 嫡子の外男子有る節 は御 旗

御 取 立 下 さるべ ŧ 段 有 難 く 上 意

相

本

業 g 候事。

権現様御代、 益御信心遊ばさせらる。

酒井与四 郎 殿 仰 せ付けられ、 御宮不

残御造営 「有之候。 其 の後大鳥 居 ば 石川

伯耆守 殿 ^ 仰 ぜ 付 けられ 御 建 立 遊ばさ

れ候御事

永禄三 (一五六〇) 年今川・織田 両家合戦

の 節、 権 現 樣御社参。 今川 家 御 利運 の

御祈祷を仰 せ付け られ候。 其 の 砌 神 主

平左衛門安信

# 言 上之義二付御 隠 密之上意有之候 御 事

言上の義に付き御隠密の上意之れ有り

永 禄 六年一 向 . 宗 揆之砌、 権 現 樣 御 社 参御 大願 有之、 白鳩

永禄六 (一五六三) 年一

向宗

揆

の

砌

権

候 御

擁 護 之 異 (験二因 て 御 開 運 被 為 在 候二付、 其 後 舞 木 八 幡 宮

の異験 に因りて御開運 在らせられ候 現

樣

御

社参、

御大願之れ有り。

白

鳩 擁

護

を 相 改、、 舞 上リ 八 幡 宮与奉 称、 御 Щ を 御 身 隠 Щ 与 可 奉 称

之旨

上意有之候、

右二付、

献

上 御

被二

東

照

宮

御

身

隠

Щ

に付き、 其の 後舞木八幡宮 「を 相 改め

舞上り 八幡宮と称し奉る。 御 Щ 「を御身

隠山と称し奉るべきの旨上意これ 有り

候。 右 に付 き、 献 上御祓 に 東照宮御

隠 Щ 舞 上 八幡 宮と相 認来り 候。 則ち御

開 運 御 旧 蹟只今に之れ有り。 鳩石窟と

唱え申し候事

鳩

石

窟

与

唱

申

候

事

舞

上

八

幡

宮

与

相

認

来

候

則

御

開

運

御

旧

蹟

只

今二有之

権 現 樣 御 代 天 正 十三年 石 Ш 伯 耆 守 殿 江 被 仰 付

御 神 領 御 実 見 有之候二付 酒 井 左 衛 門 尉 殿 ゟ 御 判 物 被 下 候 事

権 現 樣 御 代 慶 長 八 年 八 月 於 伏 見 御 城 神 主 竹 尾

太 郎 左 衛 門 正 一照江上 意 有之候者、 神 事 益 怠り不 申

御 当 家 御 武 運 御 長 久之旨 御 祈 願 丹 誠 可 仕 段 被 仰 付

御 真 筆 之 御 朱 印 頂 戴 其 上 厚 き 御 直 之 上 意 を

以 神 主 格 式 格 別 被 仰 付 候

> 権現様御代、 天正十三 (一五八五) 年石川

伯耆守 殿 、仰せ付 ij られ 御 神 領 御 実見

これ 有り 候 に 付 . 한 酒井左 衛門 .尉 殿

ょ

御 判 物下さり

IJ

権現様御代、 慶長八 (一六〇三) 年八月伏

見御 城に於いて神主竹尾太郎 左衛門正

照 へ上意これ有り候は、 神 事 益怠 IJ 申

誠 さず御当家 仕割 御 武 運 御長久の 旨 御 祈 願 丹

るべき段仰せ付けられ

御

真

筆

の

御 朱印 を 頂 戴。 其 の上厚き御 直 の 上 意

を以 て 神 主格 式 格 別 に 仰 せ 付 け 5 n

候。

此 砌 者 年 々 参 府 御 祓 献 上 之 仕 候 且 又 此 節 ゟ 神 主 代 々

御 服 御 上 下 等 拝 領 之 義 御 側 昵 勤 衆 同 樣 被 仰 付 神 主

家 督 仕 候 節 御 目 見 御 睱 Ż 節 時 服  $\equiv$ 拝 領 仕 候、 神 主 御 用

御

之節 者 寺 社御 奉 行 ゟ 御 直 翰 を以 被 仰 下 候、 名代之者江者寺 社

役 中 ゟ 被 申越 候、 猶 又 年 始 御 礼 其外之義二付 神 主 廻 勤 仕 候 節

御 老 中 御 若 年 寄、、 寺 社 御 奉 行 所 御 玄 関、 且 別 席 刀 随 身

仕 候 是 等 之 義 皆 此 節 厚 + 上 意 有 之 候 因 而 永 < 家 之

規 模 لح 仕 候 所 = 御 座 候

神 主 家 数 代 御 側 之 御 奉 公 申 广 武 功 忠 死 之 輩 数 多 有 之

> 付け 下等拝 暇 の 5 且つ又此 砌 の ઢું 領 は年々参府御祓之れを献上仕り 節 の 義、 時 神 の節 主 服三拝領仕り 家督仕 御 より 側 昵 神主代 IJ 勤 候 衆 候 節 同 々 樣 神 御 御 に 主 目 仰 服 御 見 せ 上

候。

此

仰 用 ょ ť の ij 下され 申 節 は寺社 L 越され 候。 御奉 候。 名代の者 一行よ 猶 又年 IJ 御 · 始 は 直 御 翰 寺 礼 を以 社 其 役 の 7

老中 外 の 義 御若年 に付 き 寄 神 寺社御 主廻 勤 奉行 仕 IJ 所 候 玄関 節 且 御

つ 別 席 ^ 刀 随 身仕 IJ 候。 是 等 の 義 皆此

く家の規 模と仕り 候所に 御座 の

節、

厚

き上

意之れ有り

候

E

因

IJ

τ

永

忠死の輩数多之れ有り。 神主家数代 御 側 の 御奉公申上げ、 武功

御由緒書

且 御 宮 擁 護 之 御 吉 例 を 以 所 々 御 陣 御 供 被 仰 付 候 、 仍 之

慶 長 + Ξ 年、 権 現 樣 • 台 徳 院 樣 御 上 洛 の 節 神 主

竹 尾 太 郎 左 衛 門 正 照 御 供 被 仰 付 駿 府 御 城 江 参 候

御 目見御礼奉申 Ļ 御 服 拝領御 盃被下置候、 只今二所持仕

候

之

事

元 和 九 年 大 猷 院 樣 御 上 洛 之 節 神 主 竹 尾 但 馬 守

親

正

如

例

御

供

被

仰

付

於

浜

松

御

目

見

御

旅

行

御

祈

祷

之

且つ御宮擁 護の御 吉例 を以て所々御陣

供仰せ付けられ 候。 これに仍 ij て慶

御

長十三 (一六〇八) 年権現様・台徳院様御

上 洛 の節、 神 主竹尾太郎左衛門正照御

供 仰 せ付け 5 ħ 駿 府 御 城 、 参り

御目見御礼申上げ奉り、 御服拝領御盃

下し置かれ候。 只今に 所持仕り く候の事。

元和九(一六三三)年大猷院樣御 上 洛 の 節

神主竹尾但馬守親正例の 如く御供仰せ

付け られ、 浜松に於いて御目見御旅行

御祈祷の

御守札献上之、御服・御扇子拝領仕、于今所蔵仕候御事

右御上洛之砌、御社参鳩石窟御由緒等御尋有之、下馬札等

御免被仰付候事

寛文二年神主竹尾但馬 正次、御宮御造営・御修復之義、奉願(守殿男)

候処、御金五百両被下置、同四辰年十一月迄二御修覆出来御届

奉申上候事

元 録 三午年五月被仰渡候者、御修復所之儀社領有之上者(禄)

御守これを献上、御服・御扇子を拝領

仕る。今に所蔵仕り候御事。

右御上洛の砌、御社参、鳩石窟御由諸

等御尋ねこれ有り。下馬札等御免仰せ

付けられ候事。

一 寛文二 (「六六二) 年、神主竹尾但馬守正

次御宮御造営・御修復の義、願奉り候

処、御金五百両下し置かる。同四年十

月までに御修復出来御届申上げ奉り

候 事。

元禄三 (一六九〇) 年五月、仰せ渡され候

は御修復所の儀、社領之れ有る上は

# 其心得仕、社領之内御修復料二除置、自力二叶候小破之分者可仕候

及 大 破 候 節 者 従 公 儀 可 被 仰 付 旨、 右 之 通 被 仰 渡 候 上 者

急度訳相立可申候得者、大切二相心得不埒之儀無之樣可仕旨被

仰渡、則御請書神主竹尾左門ゟ差上申候事

安永二巴年御造営之義、竹尾兵部親貞奉願候処、願中病死

仕 候 二 付 同 人男刑 部 親 盈 願 継 仕、 同三年 年 為 御 修 復 料

武蔵・下総・上野・三河・遠江#御府内武家方・諸寺社・在町

其の心得仕り、社領の内御修復料に除

き置き、自力に叶候小破の分は仕るべ

<

候。

大破に及び候節は、

公儀

従り仰

せ付けらるべき旨、右の通り仰せ渡さ

れ候上は急度訳相立申すべく候得ば大い候上は急度記れて

切に相心得、不埒の儀これ無き様仕る

べき旨仰せ渡さる。則ち御請書神主竹

尾左門より差上げ申し候事。

安永二 ( | 七七三) 年御造営の義、竹尾兵

部親貞願奉り候処、願中病死仕り候に

付き、

同

人男刑部親

盈願

継

仕

ij

同三

年御修復料として武蔵・下総・上野・

三河・遠江并びに御府内武家方・諸社

寺・在町

## 化 御 免 被 仰 付 候 事

勧

享 和 \_ 戌 年 就 大 破、 神 主 竹 尾 東 郎 章 明 御 造 営 御 修 復

奉 願候処、 文化二ヵ年、三河 尾張・ 伊 勢 近江 摂津五ヶ 国

勧 化 御 免 被 仰 出 候 事

文化五辰年、大風破二付神主竹尾但 馬正 鞆 御 修 復 奉 願 候 処

同 八未年、 摂津 信 濃・ 陸奥三ヶ 国 勧 化 御 免 被 仰 出 候 事

文政三度就大破、

神 主

竹

尾

但

馬 正

鞆

御

修

復

奉

願

候

処、

同

勧化御· 免仰せ付けられ候事。

享和二 (一八〇二) 年大破に就、 神主竹尾

郎章明御造営・

御

修復願

奉り候処

文化二 (一八〇五) 年三河・ 尾 張 伊 勢

近江・ 摂津五ヶ 国勧化御免仰せ出ださ

れ候事。

文化五( -八〇八) 年大風破に付き神主竹

尾但馬 正鞆 御 修復 願 奉り (候処、 同 八年

摂津・ 信濃・陸奥三ヶ 国勧化御 晩免仰せ出 い

だされ候事

文政三度大破に 就 神 主竹尾但 馬 正

御修復願奉り候処、 同

+ - | | 寅

年 於 和 泉 国 堺 表 突 留 興 行 御 免 被 仰 付 候 事

右 御 由 緒 = 付 御 宮 之 義 大 猷 院 樣 御 代

東 照 宮 御 相 殿 被 仰 付 夫 ゟ 御 代 々 樣 御 寄 附 之 御 品

葵 御 紁 附 御 幕 • 御 供 櫃 其 外 品 々 被 成 下、 明 和 天 明

両 度 御 礼 之 广 戸 田 因 幡 守 殿 ゟ 御 書 附 被 下 置 候 事

神 主 家 数 代 Ξ 州 遠 州 其 外 所 Þ 御 陣 御 供 被 仰 付 戦 死

忠

切

之

御

奉

公

申

上

御

感

状

御

矢

御

指

領

之

御

刀

十三年和泉 国堺表に於いて突留興行御

免仰せ付けられ ·候事。

右御 由 居緒に 付 き御宮 の 義大猷院(家光)

樣御代

東照 宮 御 相殿仰せ 付けら ń そ n ょ

1) ・御代々様御寄 附の御 品 葵御紋附 御

幕 御 供 櫃 其 の 外品々成し下さる。 明

和 天 明 両 度御礼の Ļ 戸田 因 幡 守 殿

より 御 書 附 下 L 置か れ候事。

神主家数 代 Ξ 州 遠 州其 の 外 所 々

陣御 供仰 付 け 5 れ 戦 死忠! 切 の 御 奉 公

申上げ、 御 感状 御矢・ 御指領之御刀

御 杯 其 外 品 Þ 拝 領 仕 関 東 λ 国 以 来 専 被 命 神 職

前 書 道 幹 樣 ` 権 現 樣 厚 き 上 意 之 趣 ` 且 戦 死 忠

勤 之次 第 を 以 大 猷 院 樣 御 代 神 主 竹 尾 太 郎 左 衛 門 正 照

弟 善 助 親 吉家筋之者被召出、 当 時 御 Ŋ١ 性 組 竹 尾 平 右 衛 門

義、 右善助親吉筋目御座候、 右神主家由緒之義寛永十一年八月

廿六日御尋之節、 御 掛り本多伊勢守殿 大久保彦左衛門 **殿** 江

書上申候、其後度々御尋之節々書上申候

御杯其の外品々拝領仕り、関東入国以

来専ら神職に命ぜらる。

前書道幹 ( 廣忠 ) 様、権現様厚き上意

趣、且つ戦死忠勤の次第を以て大猷

の

(家光)樣御代、神主竹尾太郎左衛

院

門正照・弟善助親吉家筋の者を召し出

され、当時御小性組竹尾平右衛門義、

右善助親吉筋目御座候。右神主家由緒

の義、寛永十一(一六三四)年八月二十六

日御尋の節、御掛り本多伊勢守殿・大

久保彦左衛門殿へ書上申し候。其の後

度々御尋の節々書上申し候。

右 者 先 前 ら 御尋之節

書上来候 略 記二御座 候、以上 右は先前より御尋の節書上来り候略記

に御座候。 以 上

竹 尾 但 馬

正鞆(花押)

竹尾但馬

正鞆 (花押)

# 右舞木八幡宮御由緒書 竹尾正寛神主よりおくられたるを

書写

波田野 多か 乎(たかを)

異筆書入文)

安永四年ノ刊本二参州額田郡山中稲前神社ト云モノニハ、 宇佐ヨリ鎮座ノコトヲ記

半紙三枚ナリテ神主源親盈誌トアリ

日中ニ当テー片ノ雲気岩尾山ノ北 ノ峯ニ 群リ暫ク有テ雲中ヨリ神樹 株舞下

ル、其枝葉ウルハシク茂ニテ天然ノ

樹 木ナレバ見ル人寄異ノ思ヒヲナシ、 又時二傍ヨリー人ノ童飛出テ我ハコレ光

重ニ約セシ八幡也、早ク小祠ヲ営ミテ祭祀怠ル

コトナカレト神宣当二著シケレバ、 曰アラズシテ御社ヲ造営シ奉ル、 文武天皇三

年九月九日ナレバ今ニ例テ重陽ヲ

御祭トシテ稲 前祭ト申舞木村ト申上也、御宮ノ異験他二異ナルコトハ今川ィナサキ

義

異

験

他

に異

なることは今川義

元

公

の

御

祭と申し舞木村と申上げる也。

御

宮

の

墨

附

に

歴然たり云々。

元公ノ御墨附ニ歴然タリ云々」

よりおくられたるを書写右舞木八幡宮御由緒書が尾正寛神主

羽田野多か乎

親盈誌とあり。半紙三枚なり。には、宇佐より鎮座のことを記て神主源中稲前神社、舞上八幡宮御鎮座記と云うもの安永四(一七七五)年の刊本に参州額田郡山

我は ŕ 当に著しければ、 然の樹木なれば見る人奇異 舞下る。 峯に群り暫く有りて雲中より れば今に例て重陽を御祭とし 造営し奉る。 祠を営みて祭祀怠ることなかれ 日中に当りて一片の雲気岩尾 これ光重に約せし 又時に傍らより一人の童 其の枝葉うるわしく 文武天皇三年九月九 日あらずして御社を 八 幡 の 也。 飛出 恵い 茂に 神 て Ш と神宣 稲 ·. 樹 早く小 の して 日な をな て天 北 前 株 の の